

第四十二号の十八の二様式（第八条の二の二関係）(A 4)

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号
年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第32項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第34項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 確認済証番号 第 号
 2. 確認済証交付年月日 年 月 日
 3. 確認済証交付者
 4. 建築場所、設置場所又は築造場所
 5. 検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 6. 特定工程
 7. 検査年月日 年 月 日
- (理由)

(備考)